

市民タクシー運行事業 利用者運賃改定一覧

資料1-3

No.	自治振興区名	名称	支部・自治会名	地区名	契約タクシー会社	改定前利用者運賃	改定後利用者運賃
1	峰田	野本	春田	野本	㈱庄原中央タクシー	600	800
2		大原	春田	大原	㈱庄原中央タクシー	600	800
3		春田上	春田	春田上	㈱庄原中央タクシー	600	800
4		春田下	春田	春田下	㈱庄原中央タクシー	600	800
5		津谷仲蔵	津山	津谷仲蔵	㈱庄原中央タクシー	600	800
6		一心・山津田	津山	一心・山津田	㈱庄原中央タクシー	600	800
7		雪霜	峰南	雪霜	㈱庄原中央タクシー	600	800
8		元実・片山	峰南	元実・片山	㈱庄原中央タクシー	600	800
9		発展	発展	発展	㈱庄原中央タクシー	600	800
10		大歳・大谷	峰	大歳・大谷	㈱庄原中央タクシー	600	800
11		大仙	峰	大仙	㈱庄原中央タクシー	600	800
12		和魂下	峰	和魂下	㈱庄原中央タクシー	600	800
13	北	富田	富田自治会	富田	㈱庄原中央タクシー	270	840
14		須川	須川自治会	須川	㈱庄原中央タクシー	450	1,200
15		山奥	山奥自治会	山奥	㈱庄原中央タクシー	450	1,200
16		秋国	秋国自治会	秋国	㈱庄原中央タクシー	450	1,200
17		大重	大重自治会	大重	㈱庄原中央タクシー	450	1,200

※説明

利用者運賃とは、市民タクシー（乗合）に乗車された際に利用者の方が1人当たり支払う額のことです。

今回の利用者運賃の改正は、令和7年11月のタクシー自動認可運賃（**運行料金**）の改定に基づき、タクシー事業者が自治振興区へ協議され運行料金（運行料金は各地区から目的地までの距離が異なることから額が異なります。）が値上げしていることから、利用者が負担する1人当たり利用者運賃についても値上げしたいとするものです。

また、㈱庄原中央タクシーは、事業を引き継いだ平成26年から自治振興区と契約して以来、運行料金を変更していないため、運行料金の値上げ幅が大きくなっています。